

設計書用紙（甲号）

事業設計書					設計年月日	令和8年1月 日	
	部長	所長	専門監	補佐	係長	係	設計者
事業名称	和名ヶ谷スポーツセンター他1施設 スポーツ施設管理業務委託				事業期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	
事業場所	松戸市和名ヶ谷1360番地 及び松戸市高塚新田427番地					(東部スポーツパークプール委託期間) (令和8年6月1日から令和8年9月30日まで)	
設計金額	事業費総計		和名ヶ谷ス ^ポ ーツセンター	東部ス ^ポ ーツパ ^ー ク	合計		
	事業価格	円	円	円			
	事業費計	円	円	円			
内訳							
設計概要	<ul style="list-style-type: none"> 和名ヶ谷スポーツセンター：2月の第3週日曜日は送電元の年次点検により休館 その他別紙の通り 						
	設計内容						
	審査済						

松 戸 市

大内訳書

内訳書第1表

内訳書

内訳書第2表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要	要
和名ヶ谷スボーツセンター スボーツ施設管理業務									
プール管理業務				式	1			内訳書第4表	
プール清掃業務				式	1			内訳書第5表	
トレーニング室管理業務				式	1			内訳書第6表	
水質検査業務				式	1			内訳書第7表	
可動床装置保守点検				式	1				
小計									
一般管理費				式	1				
委託価格									

內訣書

内訳書第3表

內訣書

内訳書第4表

松戸市

内訳書

内訳書第5表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要	要
プール清掃業務（和名ヶ谷）									
	床の日常清掃			日	344.00				単価表 第10表
	床以外の日常清掃			日	344.00				単価表 第14表
	定期清掃			日	12.00				単価表 第18表
	特別清掃			日	1.00				単価表 第20表
	小計								
	直接物品費			式	1				
	小計								
	業務管理費			式	1				
	小計								

內訣書

内訳書第6表

松戸市

內訣書

内訳書第7表

松戸市

內訣書

内訳書第8表

松戸市

内訳書

内訳書第9表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要	要
プール清掃業務（東部）									
開設前後清掃				日	2.00			単価表 第31表	
床の開設中清掃				日	60.00			単価表 第36表	
床以外の開設中清掃				日	60.00			単価表 第41表	
減菌薬品				式	1				
小計									
直接物品費				式	1				
小計									
業務管理費				式	1				
小計									

內訣書

内訳書第10表

松戸市

単価表

第 1 表

プール管理業務

通常期(平日) 1日当たり

(和名ヶ谷)

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
警備員A		人				
警備員B		人				
警備員C		人				
計						

単 価 表

第 2 表

プール管理業務

シーズン期(平日) 1日当たり

(和名ヶ谷)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘要	要
警備員A		人					
警備員B		人					
警備員C		人					
計							

単 価 表

第 3 表

プール管理業務

通常期（土日、祝日）1日当たり

(和名ヶ谷)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘要
警備員A		人				
警備員B		人				
警備員C		人				
計						

単 価 表

第 4 表

プール管理業務

シーズン前後期（土日、祝日） 1日当たり

(和名ヶ谷)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘要	要
警備員A		人					
警備員B		人					
警備員C		人					
計							

単 価 表

第 5 表

プール管理業務

シーズン期（土日、祝日） 1日当たり

(和名ヶ谷)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘要
警備員A		人				
警備員B		人				
警備員C		人				
計						

単 価 表

第 6 表

プール清掃業務 床の日常清掃 プールサイド、採暖室、ロッカー室、シャワー室

(和名ヶ谷)

100m²/回 当たり

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要
清掃員A		人				
清掃員B		人				
清掃員C		人				
小計		式	1			
1m ² /回当たり		式	1			

単 価 表

第 7 表

プール清掃業務

床の日常清掃

監視室、医務室、プール倉庫

(和名ヶ谷)

100m²/回 当たり

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘要	要
清掃員A		人					
清掃員B		人					
清掃員C		人					
小計		式	1				
1m ² /回当たり		式	1				

単 価 表

第 8 表

プール清掃業務

床の日常清掃 トイレ

(和名ヶ谷)

100m²/回 当たり

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘要	要
清掃員A		人					
清掃員B		人					
清掃員C		人					
小計		式	1				
1m ² /回当たり		式	1				

単 価 表

第 9 表

プール清掃業務

床の日常清掃 廊下

100m³/回 当たり

(和名ヶ谷)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要
清掃員A		人				
清掃員B		人				
清掃員C		人				
小計		式	1			
1m ³ /回当たり		式	1			

松 戸 市

単価表

第 10 表

プール清掃業務

床の日常清掃

1日当たり

(和名ヶ谷)

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要	要
プールサイド		m ² /日	558.69				単価表 第6表
採暖室		m ² /日	36.87				単価表 第6表
ロッカー室		m ² /日	248.27				単価表 第6表
シャワー室		m ² /日	53.71				単価表 第6表
監視室		m ² /日	17.00				単価表 第7表
医務室		m ² /日	9.15				単価表 第7表
プール倉庫		m ² /日	47.31				単価表 第7表
トイレ		m ² /日	66.07				単価表 第8表
廊下		m ² /日	94.39				単価表 第9表
計							

単 価 表

第 11 表

プール清掃業務

床以外の日常清掃

トイレ、洗面台

100m³/回当たり

(和名ヶ谷)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要
清掃員A		人				
清掃員B		人				
清掃員C		人				
小計		式	1			
1m ³ /回当たり		式	1			

単 価 表

第 12 表

プール清掃業務

床以外の日常清掃 プールサイド、採暖室、ロッカー室、シャワー室

(和名ヶ谷)

100m³/回当たり

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘要
清掃員A		人				
清掃員B		人				
清掃員C		人				
小計		式	1			
1m ³ /回当たり		式	1			

単 価 表

第 13 表

プール清掃業務 床以外の日常清掃 監視室、医務室、プール倉庫

(和名ヶ谷)

100m³/回 当たり

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘要	要
清掃員A		人					
清掃員B		人					
清掃員C		人					
小計		式	1				
1m ³ /回当たり		式	1				

単 価 表

第 14 表

プール清掃業務 床以外の日常清掃

(和名ヶ谷)

1日 当たり

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要
トイレ		m ² /日	66.07			単価表 第11表
洗面台		m ² /日	14.95			単価表 第11表
プールサイド		m ² /日	558.69			単価表 第12表
採暖室		m ² /日	36.87			単価表 第12表
ロッカー室		m ² /日	248.27			単価表 第12表
シャワー室		m ² /日	53.71			単価表 第12表
監視室		m ² /日	17.00			単価表 第13表
医務室		m ² /日	9.15			単価表 第13表
プール倉庫		m ² /日	47.31			単価表 第13表
計						

単 価 表

第 15 表 プール清掃業務 定期清掃 ロッカー室、シャワー室、プールサイド 100m³/回当たり

(和名ヶ谷)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘要
清掃員A		人				
清掃員B		人				
清掃員C		人				
小計		式	1			
1m ³ /回当たり		式	1			

単 価 表

第 16 表 プール清掃業務 定期清掃 トイレ 100m³/回当たり
 (和名ヶ谷)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 额	摘 要
清掃員A		人				
清掃員B		人				
清掃員C		人				
小計		式	1			
1m ³ /回当たり		式	1			

単 価 表

第 17 表

プール清掃業務

定期清掃 廊下

100m³/回 当たり

(和名ヶ谷)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
清掃員A		人				
清掃員B		人				
清掃員C		人				
小計		式	1			
1m ³ /回当たり		式	1			

単 価 表

第 18 表

プール清掃業務

定期清掃

1日 当たり

(和名ヶ谷)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要
ロッカー室		m ² /日	248.27			単価表 第15表
シャワー室		m ² /日	53.71			単価表 第15表
プールサイド		m ² /日	558.69			単価表 第15表
トイレ		m ² /日	66.07			単価表 第16表
廊下		m ² /日	94.39			単価表 第17表
計						

単 価 表

第 19 表

プール清掃業務

特別清掃 25m・流水・幼児用プール

100m³/回 当たり

(和名ヶ谷)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘要
清掃員A		人				
清掃員B		人				
清掃員C		人				
小計		式	1			
1m ³ /回当たり		式	1			

単 価 表

第 20 表

プール清掃業務

特別清掃

1日 当たり

(和名ヶ谷)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要
25mプール		m ³ /日	305.60			単価表 第19表
流水プール		m ³ /日	321.10			単価表 第19表
幼児用プール		m ³ /日	27.00			単価表 第19表
計						

单 价 表

第 21 表

トレーニング室管理業務

1日当たり

(和名ヶ谷)

松戸市

单 価 表

第 22 表

水質検査業務

総トリハロメタン

1回当たり

(和名ヶ谷)

松戸市

単 価 表

第 23 表

水質検査業務

総トリハロメタン以外

1回当たり

(和名ヶ谷)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
一般細菌		検体	4 . 00			
残留塩素		検体	4 . 00			
濁度		検体	4 . 00			
水素イオン濃度 (P H)		検体	4 . 00			
過マンガン酸カリウム消費量 (有機物)		検体	4 . 00			
大腸菌		検体	4 . 00			
計						

単価表

第 24 表

プール管理業務

7月17日まで(平日) 1日当たり

(東部)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要
警備員A		人				
警備員B		人				
警備員C		人				
計						

単価表

第 25 表

プール管理業務

7月18日以降（平日） 1日当たり

（東部）

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要
警備員A		人				
警備員B		人				
警備員C		人				
計						

単価表

第 26 表

プール管理業務

土日、祝日1日当たり

(東部)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘要
警備員A		人				
警備員B		人				
警備員C		人				
計						

単 価 表

第 27 表

プール清掃業務

開設前後清掃

トイレ

100m³/回当たり

(東部)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要
清掃員A		人				
清掃員C		人				
小計		式	1			
1m ³ /回当たり		式	1			

単 価 表

第 28 表

プール清掃業務

開設前後清掃

機械室

100m³/回当たり

(東部)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘要
清掃員A		人				
清掃員C		人				
小計		式	1			
1m ³ /回当たり		式	1			

単 価 表

第 29 表

プール清掃業務

開設前後清掃 プール、プールサイド、ロッカー室、シャワー室 100m²/回当たり

(東部)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要
清掃員A		人				
清掃員C		人				
小計		式	1			
1m ² /回当たり		式	1			

単 価 表

第 30 表

プール清掃業務

開設前後清掃

廊下

100m³/回当たり

(東部)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要
清掃員A		人				
清掃員C		人				
小計		式	1			
1m ³ /回当たり		式	1			

単価表

第 31 表

プール清掃業務

開設前後清掃

1日当たり

(東部)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要
トイレ		m ² /日	24 . 00			単価表 第27表
機械室		m ² /日	24 . 00			単価表 第28表
プール		m ² /日	574 . 00			単価表 第29表
プールサイド		m ² /日	756 . 00			単価表 第29表
ロッカー室		m ² /日	44 . 00			単価表 第29表
シャワー室		m ² /日	30 . 00			単価表 第29表
廊下		m ² /日	36 . 00			単価表 第30表
計						

単 価 表

第 32 表

プール清掃業務

床の開設中清掃

トイレ

100m³/回当たり

(東部)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要
清掃員A		人				
清掃員C		人				
小計		式	1			
1m ³ /回当たり		式	1			

単 価 表

第 33 表

プール清掃業務

床の開設中清掃

機械室

100m³/回当たり

(東部)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要
清掃員A		人				
清掃員C		人				
小計		式	1			
1m ³ /回当たり		式	1			

単 価 表

第 34 表 プール清掃業務 床の開設中清掃 プールサイド、ロッカー室、シャワー室 100m²/回当たり
 (東部)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
清掃員A		人				
清掃員C		人				
小計		式	1			
1m ² /回当たり		式	1			

単 価 表

第 35 表

プール清掃業務

床の開設中清掃

廊下

100m³/回当たり

(東部)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要
清掃員A		人				
清掃員C		人				
小計		式	1			
1m ³ /回当たり		式	1			

松 戸 市

単価表

第 36 表

プール清掃業務

床の開設中清掃

1日当たり

(東部)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要
トイレ		m ² /日	24 . 00			単価表 第32表
機械室		m ² /日	24 . 00			単価表 第33表
プールサイド		m ² /日	756 . 00			単価表 第34表
ロッカー室		m ² /日	44 . 00			単価表 第34表
シャワー室		m ² /日	30 . 00			単価表 第34表
廊下		m ² /日	36 . 00			単価表 第35表
計						

単 価 表

第 37 表

プール清掃業務

床以外開設中清掃

トイレ

100m³/回当たり

(東部)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要
清掃員A		人				
清掃員C		人				
小計		式	1			
1m ³ /回当たり		式	1			

単 価 表

第 38 表

プール清掃業務

床以外開設中清掃

機械室

100m³/回当たり

(東部)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘要
清掃員A		人				
清掃員C		人				
小計		式	1			
1m ³ /回当たり		式	1			

単 価 表

第 39 表

プール清掃業務

床以外開設中清掃 プール、ロッカー室、シャワー室

100m²/回当たり

(東部)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
清掃員A		人				
清掃員C		人				
小計		式	1			
1m ² /回当たり		式	1			

単 価 表

第 40 表

プール清掃業務

床以外開設中清掃

廊下

100m³/回当たり

(東部)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘要
清掃員A		人				
清掃員C		人				
小計		式	1			
1m ³ /回当たり		式	1			

単 価 表

第 41 表

プール清掃業務

床以外の開設中清掃

1日 当たり

(東部)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要
トイレ		m ² /日	24 . 00			単価表 第37表
機械室		m ² /日	24 . 00			単価表 第38表
プール		m ² /日	574 . 00			単価表 第39表
ロッカー室		m ² /日	44 . 00			単価表 第39表
シャワー室		m ² /日	30 . 00			単価表 第39表
廊下		m ² /日	36 . 00			単価表 第40表
計						

单 価 表

第 42 表

水質検査業務

総トリハロメタン

1回当たり

(東部)

松戸市

単 価 表

第 43 表

水質検査業務

総トリハロメタン以外

1回当たり

(東部)

名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
一般細菌		検体	3.00			
残留塩素		検体	3.00			
濁度		検体	3.00			
水素イオン濃度 (PH)		検体	3.00			
過マンガン酸カリウム消費量 (有機物)		検体	3.00			
大腸菌		検体	3.00			
計						

スポーツ施設管理業務委託仕様書

- 1 委託名称 和名ヶ谷スポーツセンター 他1施設スポーツ施設管理業務委託
- 2 委託場所 松戸市和名ヶ谷1360番地及び松戸市高塚新田427番地
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 委託業務概要（目次）

【1】和名ヶ谷スポーツセンター総括編	2～4	ページ
【2】 " 温水プール管理業務	5～6	ページ
【3】 " トレーニング室管理業務	7	ページ
【4】東部スポーツパークプール管理業務	8～12	ページ

【1】和名ヶ谷スポーツセンター総括編

1 施設概要

- (1)所在地：松戸市和名ヶ谷1360番地
- (2)敷地面積：10,402 m² 構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
- (3)床面積：9,026 m² 1階：4,362 m² 2階：2,970 m² 3階：1,694 m²
- (4)駐車場：第一駐車場（体育室階下）54台 第四駐車場（敷地外）96台
身障者用駐車場（当センター正面入口前）3台
- (5)施設開館時間 午前8時50分から午後9時まで
- (6)休館日
- ①定休日：毎月第3月曜日（祝日の場合はその翌日）
 - ②年末年始：12月29日から翌年1月4日まで（ただし、温水プールについては1月5日まで）
 - ③その他：和名ヶ谷クリーンセンターの電気設備点検実施日（予定：2月の第3日曜日）
- (7)シーズン期
- 毎年7月1日から8月31日までをシーズン期、6月1日から6月30日まで及び9月1日から9月30日までをシーズン前後期とする。
- (8)施設構成

階数	施設				
3	ラウンジ	小体育室	和室	多目的ホール	会議室
2	玄関ホール 自販機コーナー 図書館	受付カウンター ラウンジ	事務室 浴室	体育室 トレーニング室	プール観覧席 ロッカー室
1	温水プール	ラウンジ	ロッカー室	駐車場	機械室

2 基本的事項

(1)施設の目的

当施設は、隣接する和名ヶ谷クリーンセンター（清掃工場）の余熱を有効利用するとともに、近隣住民の利便の向上を図りつつ、市民の健康の増進と健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。

(2)施設管理運営の基本方針

- ア. 施設の目的に沿い、安定した運営管理に努めること。
- イ. 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体・個人に有利あるいは不利になるような運営は行わないこと。
- ウ. 当施設が地域密着性が高いことを十分に認識し業務を遂行すること。

3 法令の遵守

- (1)当施設の運営管理にあたっては本業務委託仕様書のほか、地方自治法、個人情報の保護に関する法律、松戸市スポーツ施設条例、松戸市スポーツ施設条例施行規則、その他関係する法令及び公的機関からの通知や指針等を遵守すること。
- (2)受託者は上記の法令等により必要と認められる場合には、官公庁への連絡及び届出、手続等について、遅滞なくこれを処理すること。

4 従事者の配置及び一般事項

- (1)受託者は、警備業法に定められる認定を受けた事業者であること。
- (2)従事者の配置は、スポーツ施設管理業務の遂行に支障のないよう定めること。なお、資格保有者等の配置をする場合は、各業務の仕様にて別に定める。
- (3)従事者の服装は、受託者の従業員であることが容易に判別できるものとすること。
- (4)受託者は、都度、必要事項を記載した作業員名簿を委託者に届け出ること。
- (5)受託者は、当施設の信用を失墜するような行為を行わないこと。

5 報告

受託者は当施設敷地内（和名ヶ谷クリーンセンター敷地内を含む）において発生および知り得た事件・事故・苦情・要望等については、誠実かつ迅速に対応し、委託者へ報告すること。

6 業務の引継ぎ

- (1)受託者は、委託期間の開始に先立ち業務を円滑に履行するため、従前の受託者から業務引き継ぎを受けるために必要な措置を講じること。
- (2)受託者は、委託期間の終了に先立ち業務が混乱又は停滞することがないよう、翌年度の受託者に対し引継ぎを行うこと。
- (3)受託者は設備台帳を作成し、工事および修繕ごとに更新すること。また年度末に委託者に設備台帳を提出し次年度以降の工事計画作成に協力を行うこと。

7 費用負担区分

委託者と受託者の費用負担区分は以下のとおりとする。

(1)委託者の負担区分

- ア. 従業員控室、資材消耗品保管場所の提供
- イ. 机・椅子・ロッカー等、管理運営上必要となる什器類
- ウ. 光熱水費及び電話料金
- エ. 設備機器等の部品や管球類等の消耗品
- オ. 施設利用者に貸し出す用具等の備品類

(2)受託者の負担区分

- (1)に定める物以外のもの（プール水質検査費用等含む）

8 損害賠償

(1)損害予防措置等

- ①業務の遂行にあたり、市・第三者に危害又は損害を与えないよう万全の措置を講じることとし、危害又は損害を与えた場合、もしくはその恐れのある場合は直ちに委託者に報告すること。
- ②業務中に発見した破損又は故障箇所について適切な判断を下し、手持ちの材料又は部品がある場合は修理交換を行い、応急措置ができない場合は適切な予防措置を講じること。この場合、措置状況を全て記録するとともに、委託者へ報告すること。

(2)損害賠償責任

受託者が、故意又は過失により施設又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負うこと。

9 提出書類

(1)各業務日報

受託者は、各業務に係る日報を作成し、提出すること。

(2)作業報告書

受託者は、前月の作業実施状況をとりまとめた月報を作成し、提出すること。

(3)点検・検査結果報告書

受託者は、各業務仕様に示す保守点検・定期検査等を行った際、あるいは第三者が実施した際は、その結果を示す報告書、結果通知書等を遅滞なく市に提出すること。

10 その他

- (1) 契約終了後は、直ちに関係書類（図面、帳簿類）及び委託者の貸与品を返還すること。
- (2) 本仕様は基本的な事項を定めたものであり、特段の定めがない場合であっても、当然必要な事項については受託者の負担でこれを実施すること。
- (3) 本仕様書の各条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて、委託者・受託者の協議のうえ定める。

【2】和名ケ谷スポーツセンター温水プール管理業務

1. 従事者の配置

(1) プール監視員

プール室内および付帯設備における安全の維持及び事故防止のため、常時複数人の監視員を適正に配置すること。なお、シーズン期・シーズン前後期には利用者の大幅な増加が見込まれるため、配置人員の拡充など業務実施に支障のないよう適切な対応をとること。

(2) 資格等

職員はプールの安全・衛生の維持、水泳指導、救命救急等に関する知識・技術・経験を有する者とし、次の資格と同等以上の資格を持つもので、恒常的な雇用関係にある者を含むこと。

- ア. 遊泳用プール衛生管理者講習会修了者
- イ. 日本スポーツ施設協会水泳指導管理士
- ウ. 日本赤十字社水上安全法救助員資格
- エ. 日本赤十字社救急法救急員又は消防庁普通救命講習修了者

(3) 受託者は、上記の配置に異動・交代等が生じた場合、施設管理業務に支障の無いよう、代替要員の確保や引継ぎ等適切に対応すること。

2. 貸与品及び支給品の管理

受託者は、市から貸与された物品について、その保管及び使用を適正に行うこと。

3. 業務内容

(1) プール管理業務

- ①プール室内の監視および巡視
- ②ロッカー室・通路・トイレ・採暖室等の巡視
- ③閉館後のプール室内、更衣室（ロッカー及び貴重品ロッカー内含む）、採暖室等の点検
- ④施設内での傷病者発生時の応急対応および市への報告
- ⑤医薬品の保管および管理
- ⑥掲示物等の作成

(2) 清掃業務

①日常清掃

表1「日常清掃表」の範囲について、開館日に床の日常清掃及び床以外の日常清掃を行うこと。

②定期清掃

表2「定期清掃表」の範囲について、休館日に床の定期清掃を行うこと。

③特別清掃

年末（12月29日）にプール槽の水抜き清掃を行うこと。

(3) 水質管理業務

①プール水質の維持・管理

②プール水質の日常検査・定期検査

③建物管理業務受託者の設備管理担当者との連携。

(4) プール教室運営

受託者は、アクアビクス、水中ウォーキング等の教室を、週9回以上、1回につき30分以上開催すること。シーズン期等は休講とし、休講の期間は市の指示によるものとする。また、常に各教室の成果等を検証し、施設の有効利用に努めること。

教室の開催に必要となる備品等は、予め施設にある備品を除き受託者において準備する。

(5) プール可動床保守点検

受託者は、可動床設備が正常・安全に稼働するよう日常的に点検を行い、機能の維持に努めること。また、故障等異常が判明した場合は、直ちに市に書面により報告し、緊急保守点検を実施すること。なお、保守点検に要する費用については、受託者の負担とする。

○表1 日常清掃表

清掃箇所	作業内容	面積(m ²)	備考
プールサイド	床及び床以外の日常清掃	558.69	ぬれり・苔等の除去 コーリング部分洗い
採暖室	床及び床以外の日常清掃	36.87	ガラス・壁等の水拭き
ロッカー室	床及び床以外の日常清掃	248.27	
シャワー室	床及び床以外の日常清掃	53.71	
監視室	床及び床以外の日常清掃	17	
医務室	床及び床以外の日常清掃	9.15	
プール倉庫	床及び床以外の日常清掃	47.31	什器類の清掃
トイレ	床及び床以外の日常清掃	66.07	
廊下	床の日常清掃	94.39	
洗面台	床以外の日常清掃	14.95	

○表2 定期清掃表

清掃箇所	作業内容	面積	備考
プールサイド	床の定期清掃	558.69	排水溝の清掃
ロッカー室	床の定期清掃	248.27	
シャワー室	床の定期清掃	53.71	
トイレ	床の定期清掃	66.07	
廊下	床の定期清掃	94.39	

【3】和名ヶ谷スポーツセンタートレーニング室管理業務

1. 従事者の配置

(1)指導員

開館中は指導員を常駐させること。なお初回講習会実施時等は別途指導員を配置すること。

(2)資格等

指導員は利用者に対し適切な健康運動指導を行うための知識・技術・経験を有する者とし、次の資格を持つもので、恒常的な雇用関係にある者を含むこと。

ア. 日本スポーツ施設協会トレーニング指導士

イ. 健康運動実践指導者

ウ. 上記と同等以上の資格

2. 貸与品及び支給品の管理

受託者は、市から貸与された物品について、その保管及び使用を適正に行うこと。

3. 業務内容

(1)トレーニング指導業務

①利用者に対するトレーニング機器の操作及び取扱等の指導・助言

②利用者の年齢・体力・目的に応じたトレーニングの指導やプログラムの作成

③初回講習会の実施

ア. トレーニング室の利用規則・利用手続き方法の説明

イ. トレーニングの流れについての説明

ウ. 各トレーニング機器の取扱方法、注意事項についての説明

エ. 初回講習会以降のトレーニング室の使用方法についての説明

オ. 初回講習会終了証の発行

④事故の未然防止、及び危険行為に対する注意・警告

(2)清掃・点検業務

①トレーニングマシン及び関連機器の日常点検及び定期点検

②トレーニングマシンの修繕

③トレーニング室内及びトレーニングマシンの清掃

④更衣室及び更衣室内ロッカーの巡視

(3)教室運営

受託者は、ソフトエアロビクス等の教室を、週4回以上、1回につき30分以上開催すること。また、常に各教室の成果等を検証し、施設の有効利用に努めること。

教室の開催に必要となる備品等は、予め施設にある備品を除き受託者において準備する。

【4】東部スポーツパークプール管理業務

- 1 施設概要 名称：東部スポーツパークプール 敷地面積：1,300 m²
 - (1) 25mプール 25m×15m (水深 1.0m-1.4m)
 - (2) 幼児用プール 不整形 83 m³ (水深 0.5m)
 - (3) プールサイド 756 m³
- 2 開設期間 令和8年7月1日から令和8年8月31日まで
休業日は7月6日（月）、13日（月）の計2日間とする
- 3 作業時間 (1) 令和8年7月1日から17日（土曜日、日曜日、祝日及び休業日を除く）の計11日間は、午前11時30分から午後5時30分まで
(2) 令和8年7月の土曜日、日曜日、祝日と令和8年7月18日から8月31日までの計49日間は、午前8時30分から午後5時30分まで
- 4 開設時間 (1) 第1回目 午前9時00分から午前11時00分まで
※7月1日から7月17日まで（土、日を除く）は開設しない。
(2) 第2回目 正午から午後2時00分まで
(3) 第3回目 午後3時00分から午後5時00分まで。
- 5 業務の範囲 (1) 遊泳者の監視及び救護並びに安全管理
(2) プール入場券の発行及び入場料の徴収、ロッカーリンクの受渡し
(3) 盗難、火災、傷害事故の防止及び事故における適切な措置
(4) プールの水質管理、ろ過機、その他機器の操作整備
(5) 各種書類の作成
(6) プール内外の清掃、ロッカーリンク室、シャワー室、トイレの清掃
(7) 備品及び物品の管理、日誌の記載、忘れ物の保管、市職員への連絡
(8) プール開場前の準備、プール閉場後の後片付け
- 6 必要経費の負担区分 プール管理上、必要とされる経費の負担区分は、次のとおりとする。
 - (1) 委託者 ア 光熱水費及び備品並びに物品の購入費
 - (2) 受託者 ア 減菌薬品、消耗品、材料費、水質検査費用
イ 受託者の故意または過失による損害賠償
- 7 団体利用の取扱い
団体利用を市が認めた場合は、一般利用者と区分し利用させることもあるが、この場合の監視業務は、通常と同じ扱いとする。

8 プールの諸設備

(1) ろ過装置 2基 循環ろ過式珪素土ろ過機

・ろ過能力 25mプール 120t/h ・幼児用プール 40t/h

(2) 滅菌装置 2基 塩素滅菌機

(3) ロッカー 鍵式 (収容数 男性:126人 女性:99人)

9 職員の配置

(1) プール監視員

プール室内および付帯設備における安全の維持及び事故防止のため、常時複数人の監視員を適正に配置すること。

(2) 資格等

従事者はプールの安全・衛生の維持、水泳指導、救命救急等に関する知識・技術・経験を有する者とし、次の資格と同等以上の資格を持つもので、恒常的な雇用関係にある者を含むものとする。

ア. 遊泳用プール衛生管理者講習会修了者

イ. 日本スポーツ施設協会水泳指導管理士

ウ. 日本赤十字社水上安全法救助員資格

エ. 日本赤十字社救急法救急員又は消防庁普通救命講習修了者

(3) 受託者は、上記の配置に異動・交代等が生じた場合、施設管理業務に支障の無いよう、

代替要員の確保や引継ぎ等適切に対応すること。

10 委託業務の留意点

(1) 水面監視及び救助

プール開設期間中受託者は、各プールやプールサイドに適正に監視員を配置のうえ、プール水面、プールサイド、及びプール全体を監視し、危険な状態を発見した時は、直ちに救助にあたり適切な措置を講じなければならない。なお、監視員は、常に人命救助に関する知識と技能を深めるよう努めることとし、事故発生の際は、救助活動後、直ちに事故の原因及び程度、措置の内容について委託者に報告すること。

(2) 水質及び機械管理

ア プールの水質を千葉県遊泳用プール指導要綱に定められている基準に基づいて管理するものとし、1時間毎に採水した残留塩素濃度等を測定し、気温と共に記録すること、測定した水質の残留塩素濃度が基準値以外の場合は、滅菌機の操作及び塩素剤の投入により管理基準値以内とすること。

イ 水素イオン濃度 (pH値)・濁度・過マンガン酸カリウム消費量・大腸菌群・一般細菌等の水質検査を開催前、開催期間中に毎月各1回、総トリハロメタンは開設期間中1回検査機関に依頼すること。また、その費用は受託者の負担とする。

- ウ 機械及び機器の整備・点検を常に実施すること。
- エ 特にプールの給水口及び排水口は、毎日毎回開場時間前に異常がないかを確認し、委託者へ報告すること。

オ 故障箇所で修理できないものは、委託者に連絡し修理依頼すること。

(3) プール入場券の発行及び入場料の徴収

- ア プール受付窓口前に一列に並ばせ、事件・事故のないように発行すること。
- イ 途中時間からの入場についても、料金が発生することを説明する。
- ウ 泥酔者及び感染症者等の発見に努め、入場を制限すること。
- エ 各回毎に発行枚数及び領収金を集計し、記録すると共に委託者に報告すること。

(4) ロッカーチェーンの受渡し

- ア プール入場者にロッカーチェーンを渡すこと。
- イ 発行した入場券の控えは、保管しておくこと。
- ウ 退場者から必ずロッカーチェーンの回収を行うこと。

(5) 清掃管理業務

- ア 開設期間前にプール本体の水抜き、給水を行うこと。
- イ 開設期間前後にプール及びロッカーチェーン室、シャワー室、トイレ、機械室、廊下の清掃を行うこと。
- ウ 開設時間前及び休憩時間中にプール及びロッカーチェーン室、シャワー室、トイレ、機械室、廊下の清掃を行うこと。
- エ プールサイド、プール入口、機械室等を清掃箇所に応じた用具で清掃し、危険物は片づけておくこと。なお、本作業は、必要に応じてその都度実施すること。
- オ プール水面に浮遊物があるとき、また、汚染されているときは、オーバーフローやプールクリーナー（ロボット）等により必ず除去すること
- カ 清掃業務に必要な材料は、受託者の負担とする

11 入場者の指導

(1) 入場制限 一回の入場者数は 225 名を限度とする
(2) プール水の汚染防止

入水前にシャワー等で全身を十分に洗わせてから、プールサイドへ入場させること。

(3) 危険物の持ち込み禁止

ガラス製品、金属製品等はプール場内へ持ち込まないよう指導すること。

(4) 注意事項の放送

- ア 入場前、利用者に当プールの利用の注意を説明すること。
- イ 利用者の入水前にプール利用の規制及び注意を説明すること。

(5) 準備運動の励行 利用者の入水前に準備体操をさせること。

(6) 利用者の休憩時間

第1回から第3回までの各回の開場時間の中間に、10分間の休憩時間を設けプール利用者全員に休憩をとらせること。また、その時間を利用しプール内外の安全確認を行うこと。

(7) 貴重品の預かり

受託者は、利用者の貴重品を一切預からないこと。ただし、利用者から強く要望があった場合は、委託者に報告すること。

(8) 光化学スモッグへの対応

光化学スモッグ注意報が発令された際は、委託者の指示に従い対応すること。

12 シャワー用水等の節水 シャワー用水等については、利用者がいない時には必ずコックを締める等の措置を講じ、節水に努めること。

13 忘れ物等の取扱い 忘れ物等を発見した際は、受託者にて日時、発見場所等を明記した台帳を作成し、管理すること。業務完了後、委託者に台帳と共に引き渡すこと。

14 物品（備品）管理 物品（備品）は、大切に使用すること。

15 従事者事前講習会 受託者は、プール開設前に従事者に対し水難事故等を想定した救助訓練、及び講習会を実施すること。

16 業務報告

受託者は、委託者と密接な連絡を行い、毎日業務終了後、日誌に記載し委託者へ提出すること。

17 履行期間終了における報告

受託者は、履行期間終了の際、備品や機械設備の現在数、故障箇所等を報告すること。

18 臨機の措置 委託者は、緊急かつ必要と認める時は、受託者に対し必要な措置を指示し、結果を報告させることができる。

19 受託者の責任

(1) 受託者は、従事者の身元、行為、風紀、規律に関し一切の責任を負う。

(2) 受託者は、受託契約に係る施設及び設備については、善良な管理に基づき火災、盗難その他の事故防止に留意すること。

(3) 受託者は、入場者の水難、病気及びその他人身事故の防止に努め、万一、事故が発生した際は直ちに適切な措置を講ずること。

(4) 受託者は、市が貸与する以外の必要な消耗品等については、全てその費用を負担すること。

20 出勤簿の作成と記載 受託者は、出勤簿を作成し従事者の出勤報告を把握すること。

21 服装 監視員については、水着を着用し、プールの安全管理等に従事させる。ただし、Tシャツの着用を可とする。

22 渴水等における対応

水不足及び異常気象等でプールの開催が一時中止となった場合、資源が確保され履行可能な期日まで、水質管理（機械運転など）等のため常時1人は常駐させること。

23 プール清掃面積（総面積1,300m²、プールサイド756m²）

・25mプール(底面375m²側面96m²)・幼児用プール底面(83m²側面20m²)

24 清掃要領

- (1) プール本体、洗眼所等は、洗剤等を使用して清掃する。
- (2) プール側面等の汚れのひどい箇所は、丁寧に薬品を使用し洗浄すること。
- (3) オーバーフローは、外蓋を外し、内部もよく清掃すること。
- (4) プールサイドは、高圧洗浄機等を使用し清掃すること。

25. その他

- (1) 清掃により排出された土、ゴミ等は受託者の責任において処理すること。
- (2) 当該業務に疑義が生じた際は、委託者・受託者で協議のうえ、業務を遂行すること。